

複数科受診の制限について（お願い）

一人の患者さんが1日に多くの診療科を受診されますと、診療時間のずれによる待ち時間の増加や診療終了時刻が遅くなることで、医師の手術、入院診療への対応が遅れるなどの問題が生じています。

つきましては、平成30年9月1日から、救急や医師の指示による場合を除き、初・再診時の受診を1日2科までとさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、国の方針である「医療機能の分担および業務の連携」を推進するため、症状が安定している患者さんや、投薬のみの患者さんについては、当センターネットワーク会員の先生方を中心に、お近くの診療所、医院等へ紹介いたしますので、併せてご協力をお願いいたします。

なお、紹介させていただいたのち、症状の変化など当センターでの診療が必要となった場合は、紹介状（診療情報提供書）をお持ちになって受診いただくこととなりますので、紹介先の医師にご相談ください。

紹介状なしに受診された場合、再診にかかる選定療養費をご負担いただくことがございますので、ご注意ください。

日本赤十字社和歌山医療センター